

藤本直美公式ファンクラブ「Rosa」会員規約書

第1条(会)

1. 本会の名称は「Rosa」(以下、ファンクラブと表記)とします。
2. 本会の組織的管轄及び運営は、「藤本直美後援会」が行うこととします。
3. 前述「藤本直美後援会」は、藤本直美本人及び当ファンクラブが認定する唯一の組織管轄・運営組織とします。
4. ファンクラブ会員の承認手続きや更新手続き、会報誌やメールマガジンなどの会員特典、及びそれに類するすべてのサービスは、全て前述の「藤本直美後援会」が行います。

第2条(目的)

1. ピアニスト 藤本直美の音楽の良さを分かち合うとともに、ファンクラブはさまざまな活動を通じて藤本直美を積極的に応援することを目的とします。会員はすべてこの規約に同意したものとみなします。

第3条(会員)

1. 本規約を承認の上、入会手続きを完了し、かつ会費の受領を確認した後に会員といたします。但し、無料会員に関しては、この限りではありません。
2. 会員は下記の条件を全て満たすものとします。
 - [1]. 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
 - [2]. 日本国内に在住し、国内郵便で配達可能な所在地に住所を持つ者。
 - [3]. 法人でなく個人であること。
 - [4]. ファンクラブにて入手した、または入手しようとするチケットもしくはチケットに類する一切のものを第三者に転売した、あるいは転売しようとした事がないこと。
 - [5]. 個人で楽しむ以外の目的で会員の地位や権利を利用しないこと。
3. 住所、電話番号、その他の登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに所定の変更手続きを行うものとします。会員から前項の届け出がなく、会報やチケット等の送付物等が延着および未着となった場合ファンクラブは一切の責を負いません。
4. 会員は、会員特典を受けることができます。会員特典の内容は第8条に記します。
5. 会員期間はファンクラブが入会を承認した日から10年間とします。

例)2006年4月20日入会承認の場合、2006年4月1日～2016年3月31日が有効期間です。会員を継続する場合は、有効期限が切れる日までに更新手続きが必要です。有効期限からさらに5年間経過すると、再入会手続きが必要です。
6. 会員に対しては会員証を発行します。
7. 会員証を再発行する場合、会員は所定の再発行手数料をファンクラブが別途指定する方法で支払います。
8. 会員証は、他人への転売、貸与、譲渡はできません。

第4条(会員の種別)

1. 会員には、標準会員とプレミアム会員があります。
2. 標準会員は、入会費・年会費等一切無料ですが、プレミアム会員は年会費として所定の金額を納めていただきます。

第5条(年会費)

※年会費はプレミアム会員の設置が完了し次第案内いたします。(平成24年5月現在)

第6条(会員区分)

1. インターネットの設備が整っていない方のために郵送でのご案内も用意しております。
郵送でのご案内は、藤本直美が出演する公演、イベントのみとなりますので、あらかじめご了承ください。

第7条(継続)

1. 普通会员は自動継続、プレミアム会員は次年度年会費の納付をもちまして継続といたします。
但し、更新年月が来た際には、上に定める第3条—5が適用されるものといたします。

第8条(会員特典)

会員は以下の特典を受けることができるものといたします。

<普通会员>

1. 入会記念・会員証の発行
2. 会報誌(年2回)の送付
3. チケットの優先予約
4. メールマガジン「ROSA」の発行(不定期)

<プレミアム会員>

1. 上記<普通会员>の頁に定められたすべての特典
2. CD/DVD及び当ファンクラブの定める販売品の優待価格での販売
3. 年1回、藤本直美さんを囲んでのお食事会
4. サイン会及び握手会の優先受付

※携帯電話でメールを受けられる方は「@rosa.jp」からのメールを受信可能に設定してください。

第9条(会員義務)

1. 会員は入会成立後、ファンクラブがメンバーに付与する、会員証・パスワードの管理責任を負うものとします。
2. 会員は、会員証・会員番号、及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
3. 会員証・会員番号、及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用による損害の責任は、会員が負うものとし、ファンクラブは一切責任を負いません。
4. 会員は、会員証・会員番号、及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った際には、直ちにファンクラブ及び後援会にその旨を直接的即時的手段によって連絡するとともに、後援会からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

5. 万が一、会員証を紛失した場合は、会員による別途再発行手数料負担の元、再発行することが可能です。
6. 会員は、入会申し込みにおいて届け出た内容に変更があった場合、速やかに web 上での変更使用手続きもしくはファンクラブへの申請を行うものとします。会員が前項の届け出を怠った場合により発生するファンクラブからの告知不到達に関しては、ファンクラブは一切責任を負いません。
7. 公演、イベントの座席につきましては、ご希望に沿えない場合もございます。座席等につきましてはの苦情はお受けできませんのでご了承ください。

第 10 条(本規約の追加、変更)

1. 本規約の追加、変更は後援会が行い、会員にその都度、追加・変更事項を通知するものいたします。

第 11 条(退会)

1. 入会契約期間満了から 2 年経過するまでに、会員が契約更新の手続きをしない限り、当該会員は退会したものとします。
2. 会員が会員規約に反する行為を行った場合、あるいはファンクラブ及び後援会に対して損害を与えると後援会が判断した場合、会員の資格を一時停止または剥奪できるものとします。
3. 会員からによる途中退会の場合、いかなる理由においても会費の返却はいたしません。

第 12 条(個人情報)

1. ファンクラブは、会員の個人情報を、サービスの提供以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示、提供しないものとします。

第 13 条(サービスの中断)

1. 天災、火災、停電、社会情勢の変化等の不可抗力な理由により、一時サービスの提供が中断される場合があります。その場合速やかに復旧に努めますが、それによって発生する損害に対してファンクラブは一切責任を負いません。

第 14 条(本会の解散)

本会は、藤本直美の活動状況、及びファンクラブにその活動を継続しがたい事情が生じた時は解散いたします。但しこの場合、ファンクラブは会員に連絡の上、解散月の翌月以降の会員期間に応じて会費を返却いたします。

第 15 条(規約)

本規約は 2012 年 4 月 1 日よりこれを適用いたします。